



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村上 健治  
(コード番号 1925 東証・大証第 1 部)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社はグループ全体の相乗効果の創出、経営資源の最適化及び経営の効率化を図ることを目的として、平成 18 年 8 月 1 日をもって、子会社である大和工商リース株式会社、ダイワラクダ工業株式会社及び大和物流株式会社（以下子会社 3 社を総称して「グループ 3 社」という。）を株式交換により、完全子会社にする予定であります。グループ 3 社の事業目的を当社の事業目的に追加するとともに、当社事業の多様化に対応するため所要の変更を行うものであります。（変更案第 2 条）
- (2) 当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告の方法によることとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する旨を定めるものであります。（変更案第 5 条）
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次とのおり変更を行うものであります。
  - ①定款に一定の定めがあるものとみなされた事項について、規定の新設・変更を行うほか、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。
  - ②株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、新たに規定を設けるものであります。（変更案第 17 条）
  - ③書面又は電磁的記録による取締役会の機動的な意思決定を可能とするため、会社法第 370 条の規定に基づき、新たに規定を設けるものであります。（変更案第 25 条）
  - ④社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、新たに規定を設けるものであります。（変更案第 33 条）

(4) その他条数の繰り下げ及び条文の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙（新旧対照表）のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（予定）

以上

【この件に関するお問い合わせ先】

大和ハウス工業(株) 総務部

06-6346-2111

## ■定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>2. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>3. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>4. 不動産・有価証券に関する投資顧問業務</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>5. 建設資材、住宅設備・機器、室内装飾品の設計、製作、施工、販売ならびに輸出入</p> <p>6. 家具、家庭用電気製品の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>7. 美術工芸品、宝石、貴金属、時計、カメラ・光学機器、楽器、玩具、遊戯具、文房具、事務用機械器具、化粧品、衣料品、自動車部品・用品、度量衡計器、スポーツ用品、釣具、日用品雑貨の販売ならびに輸出入</p> <p>8. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>9. 建設用土砂類・石材、園芸用土および庭石等の販売ならびに輸出入</p> <p>10. 航空機、船舶、自動車、自転車その他運搬用具の販売および修理ならびにガソリンスタンド、駐車場および航空機・自動車の教習所の経営</p> <p>11. ~14. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>15. 煙草・酒類・印紙切手・医薬品・石油化学製品およびその他これに類するものの販売ならびに輸出入</p> <p>16. <u>金銭の貸付および貸借の仲介ならびに保証</u></p> <p>17. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>18. 医療・介護・保健・衛生用機械器具の開発<u>および販売</u></p> <p>19. ~21. &lt;条文の記載省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. <u>仮設用ハウスおよびコンテナボックスの製作、解体移設、販売、賃貸ならびに輸出入</u></p> <p>4. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>5. <u>不動産・有価証券に関する投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業</u></p> <p>6. <u>信託受益権販売業</u></p> <p>7. <u>建設資材、住宅設備・機器、エクステリア用品、室内装飾品の設計、製作、施工、販売ならびに輸出入</u></p> <p>8. <u>家具、家庭用電気製品の製造、販売、賃貸ならびに輸出入</u></p> <p>9. <u>美術工芸品、宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ・光学機器、電子機器、楽器、玩具、遊戯具、文房具、事務用機械器具、コンパクトディスク、化粧品、衣料品、靴、鞄、自転車、自動車部品・用品、度量衡計器、スポーツ用品、釣具、動物、ペット用品、植物、園芸用品、インテリア用品、日用品雑貨の販売、賃貸ならびに輸出入</u></p> <p>10. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>11. <u>航空機、船舶、自動車、自転車その他運搬用具の販売、賃貸および修理ならびにガソリンスタンド、駐車場および航空機・自動車の教習所の経営</u></p> <p>12. ~15. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>16. <u>煙草・酒類・印紙切手・医薬品・医薬部外品・石油化学製品・古物およびその他これに類するものの販売ならびに輸出入</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>17. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>18. <u>医療・介護・保健・衛生用機械器具の開発、販売、賃貸および輸出入</u></p> <p>19. ~21. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>22. <u>コンピューターシステム、プログラムおよびソフトウェアの開発ならびに販売</u></p>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
22. ~29. <条文の記載省略> <新設>  <新設> <新設> <新設> <新設>  30.        <条文の記載省略> (本店所在地) 第 3 条      <条文の記載省略> <新設>  (公告の方法) 第 4 条    当会社の公告は <u>大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	23. ~30.     <現行どおり> 31. <u>倉庫業、梱包業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱業、旅客自動車運送事業、港湾運送関連事業、通関業</u> 32. <u>広告代理業および各種の宣伝に関する業務</u> 33. <u>工作機械・器具および案内用ロボットの開発、製造、販売ならびに販売</u> 34. <u>省電力、節水、環境等の技術分野に関する調査、研究の受託ならびにコンサルタント</u> 35. <u>金銭の貸付および金銭貸借の媒介・保証ならびにクレジットカードの取扱い業務</u> 36.        <現行どおり> (本店所在地) 第 3 条      <現行どおり> (機関) 第 4 条    当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第 5 条    当会社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株式 (株式の総数) 第 5 条    当会社の <u>発行する株式の総数</u> は 19 億株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。  <新設> (株券の種類) 第 6 条    当会社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。 (自己株式の取得) 第 7 条    当会社は <u>商法第 211 条ノ3 第 1 項第 2 号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条    当会社の <u>発行可能株式総数</u> は 19 億株とする。  (株券の発行) 第 7 条    当会社は株式に係る株券を発行する。  <削除> (自己の株式の取得) 第 8 条    当会社は <u>会社法第 165 条第 2 項</u> の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当会社の <u>1単元の株式の数</u> は1,000株とする。 (2)当会社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「 <u>単元未満株式</u> 」という。)に係わる株券を発行しない。 (単元未満株式の買増) 第9条 当会社の <u>単元未満株式を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて <u>1単元の株式の数となるべき数</u> の株式を売り渡す <u>べき旨</u> を請求することができる。 (基準日) 第10条 当会社は毎年3月31日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)最終登載または記録の株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。 (2)前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは予め公告して臨時に基準日を定めることができる。 (株式取扱規則) 第11条 当会社の <u>株式の名義書換、単元未満株式の買取および買増ならびに株券喪失登録の手続</u> その他株式に関する諸手続およびその手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。 (名義書換代理人) 第12条 当会社は <u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。 (2)名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 (3)当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取および買増ならびに株券喪失登録の手続</u> その他株式に関する事務は、 <u>名義書換代理人に取扱わせる</u> 。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の <u>単元株式数</u> は1,000株とする。 (2)当会社は <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない</u> 。但し、 <u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない</u> 。 (単元未満株式の買増) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その <u>有する</u> 単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数</u> となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 <削除> (株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する <u>取扱い</u> およびその手数料については法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第12条 当会社は <u>株主名簿管理人</u> を置く。 (2)株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (3)当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第3章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は <u>毎営業年度の翌日から3か月以内</u> に招集する。 (2)臨時株主総会は隨時必要ある場合に招集する。	第3章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は <u>毎事業年度の終了後3か月以内</u> に招集する。 <第2項は現行どおり>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<新設>	(定時株主総会の基準日) 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年 3 月 31 日とする。
(招集者) 第 14 条 <条文の記載省略> (議長) 第 15 条 <条文の記載省略>	(招集者) 第 15 条 <現行どおり> (議長) 第 16 条 <現行どおり> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供したものと みなすことができる。
(議決権の代理行使) 第 16 条 株主が代理人により議決権を行使する場合に はその代理人は当会社の議決権を行使することができる株主に限る。 <第 2 項を新設>	(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証 明する書面を当会社に提出しなければならない。
(決議方法) 第 17 条 株主総会の議事は法令に別段の定めのある 場合を除くほか出席株主の議決権の過半数をもって これを決する。 (2) 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決 権の 3 分の 1 以上を有する株主が主席し、その議決 権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。	(決議方法) 第 19 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を 有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をも って行う。
(議事録の作成) 第 18 条 株主総会の議事については、議事録を作りこ れに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議 長および出席取締役が記名捺印して、これを本店に 10 年間、その謄本を支店に 5 年間備え置く。	<削除>
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任) 第 19 条 当会社に取締役 3 名以上を置く。 (2) 取締役の選任は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を 有する株主が出席した株主総会において行なう。 (3) 取締役の選任は累積投票によらない。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 20 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。 <第 2 項、第 3 項を削除> (取締役の選任方法) 第 21 条 取締役は株主総会において選任する。
<新設>	

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3) 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(役付取締役および代表取締役) 第 21 条 取締役会の決議をもって取締役の中から会長、副会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (2) 取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を定めることができる。 (3) 会社業務の指導と重要事項を諮問するため、相談役を置くことができる。 (取締役会の招集) 第 22 条 <条文の記載省略>  <新設>	(役付取締役および代表取締役) 第 23 条 取締役会の決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (2) 取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。  <第 3 項は現行どおり>  (取締役会の招集) 第 24 条 <現行どおり> (取締役会の決議の省略) 第 25 条 当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役の報酬) 第 23 条 取締役の報酬は株主総会の決議をもって定める。	(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数および選任) 第 24 条 当会社に監査役 3 名以上を置く。 (2) 監査役の選任は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において行なう。  <新設>	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 27 条 当会社の監査役は 3 名以上とする。  <第 2 項を削除>  (監査役の選任方法) 第 28 条 監査役は株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(常勤監査役) 第 26 条 監査役の互選をもって常勤監査役を定める。	(常勤の監査役) 第 30 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集) 第 27 条 <条文の記載省略>	(監査役会の招集) 第 31 条 <現状どおり>
(監査役の報酬) 第 28 条 監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。	(監査役の報酬等) 第 32 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第 33 条 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
<新設>	第 6 章 計算 (事業年度) 第 34 条 当会社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。 (利益配当金) 第 35 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。 (中間配当) 第 36 条 当会社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在の株主名簿最終登載または記録の株主に対して中間配当(商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。)を行なうことができる。 (利益配当金等の除斥期間) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
第 6 章 計算 (営業年度) 第 29 条 当会社の営業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。 (利益配当金) 第 30 条 利益配当金は毎年 3 月 31 日現在の株主名簿最終登載または記録の株主に配当する。 (中間配当) 第 31 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在の株主名簿最終登載または記録の株主に対して中間配当(商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。)を行なうことができる。 (利益配当金等の除斥期間) 第 32 条 利益配当金および中間配当金は支払開始の日から満 3 年を経過するも受領しない場合、当会社は支払の義務を免れるものとする。	第 6 章 計算 (事業年度) 第 34 条 当会社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。 (剩余金の配当の基準日) 第 35 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。 (中間配当) 第 36 条 当会社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当の除斥期間) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
附則 第 25 条の規定にかかわらず、平成 14 年 5 月 1 日後最初の決算期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は 3 年とする。	<削除>